

---

プロジェクト 仮想通貨に係る会計上の取扱い

項目 基準開発において取り扱う項目の範囲の検討

---

### 本資料の目的

1. これまで、仮想通貨に係る会計上の取扱いの検討の今後の進め方について、企業会計基準委員会及び実務対応専門委員会（以下「専門委員会」という。）において審議を行っている。
2. 第 104 回専門委員会（2017 年 5 月 2 日開催）では、現状の仮想通貨及び仮想通貨交換業者の業務の内容や基準開発において取り扱う範囲に対するニーズについてより深く把握することを目的として、仮想通貨交換業者の業界団体である日本ブロックチェーン協会様及び日本仮想通貨事業者協会様に参考人としてご参加頂き、ご説明を頂いたうえで、質疑応答を行った。
3. 本資料は、参考人のご説明並びに企業会計基準委員会及び専門委員会での質疑応答等を踏まえ、仮想通貨に係る会計上の取扱いに関して、基準開発において取り扱う項目の範囲について再度分析することを目的とする。

### 参考人との質疑応答及び企業会計基準委員会で聞かれた意見の概要

4. 第 103 回専門委員会（2017 年 4 月 18 日開催）では、開発する基準が取り扱う範囲について、事務局は、当面の取扱いとして、ビットコインを念頭に、資金決済法上の仮想通貨に係る仮想通貨の利用者及び仮想通貨交換業者における会計上の取扱いに関して、必要最小限の項目とすることを提案した。

具体的には、優先的に検討すべき必要最小限の項目として、次の内容を提案した。

- (1) 仮想通貨の利用者に必要とされる処理

仮想通貨の期末評価

- (2) 仮想通貨交換業者に必要とされる処理

仮想通貨の期末評価

顧客からの預かり資産（仮想通貨）に関する会計処理

仮想通貨交換業者の損益計算書上における表示

5. 事務局の提案の大きな異論は聞かれていないものの、質疑応答の過程で参考人から聞かれた発言のうち、今回開発する基準が取り扱う範囲について考慮すべき内容は

以下のとおりである。

(1) 対象とする仮想通貨の範囲

仮想通貨交換業者としては、業者登録において取扱可能な仮想通貨を範囲に含めるなど、ビットコインに限定しない方が望ましいと考える。

今後も多様な仮想通貨が新たに開発され、実際に仮想通貨交換業者において取り扱われる状況が生じる可能性を踏まえると、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）上の仮想通貨全体を視野に入れていただきたい。

(2) 優先的に検討すべき必要最小限の項目

- 仮想通貨交換業者における仮想通貨の売却損益の認識時点について具体的な判断基準を明確化してほしい

6. 第5項に記載した論点に対して、第359回及び第360回企業会計基準委員会では、以下の意見が聞かれた。

(1) 対象とする仮想通貨の範囲

- 事務局の提案によると、ビットコインを念頭に基準開発をすることとされているが、ビットコインほどの十分な流動性が伴わない仮想通貨の取扱いを定めておかないと、仮想通貨交換業者に対する与信評価や持続可能性の評価を誤る可能性がある。

(2) 優先的に検討すべき必要最小限の項目

- 仮想通貨の利用者及び仮想通貨交換業者に必要とされる会計処理の論点のみを取り扱う範囲に含めているが、最終的には会計処理に伴う開示についても対象とするか検討する必要がある。

7. 以下では、第5項及び第6項において記載した参考人との質疑応答や企業会計基準委員会で聞かれた意見を踏まえて、開発する基準が取り扱う範囲について分析を行う。

## 分 析

### (対象とする仮想通貨の範囲)

8. 当該第103回専門委員会(2017年4月18日開催)では、開発する基準が取り扱う範囲について、事務局は、当面の取扱いとして、ビットコインを念頭に、資金決済法上の仮想通貨に係る仮想通貨の利用者及び資金決済法上の仮想通貨を仮想通貨交換業<sup>1</sup>として取り扱う仮想通貨交換業者における会計上の取扱いを検討することを提案した。この提案に対して、参考人から以下の意見が聞かれている。

(1) 業者登録において取扱可能な仮想通貨を範囲に含めるべきであり、ビットコインに限定するべきではない。

(2) 今後も多様な仮想通貨が新たに開発され、実際に仮想通貨交換業者において取り扱われる状況が生じる可能性を踏まえると、資金決済法上の仮想通貨全体を視野に入れていただきたい。

また、別紙に記載のとおり、仮想通貨の時価総額に占めるビットコインの割合は高い水準にあるものの、直近は下落傾向にあり、2017年6月6日時点では46%である。

9. 以上を踏まえると、仮想通貨の利用者及び仮想通貨交換業者における会計上の取扱いを検討するにあたっては、基準開発の対象とする仮想通貨の範囲として、以下の対応案が考えられる。

案1: 仮想通貨交換業者が取り扱う資金決済法上の仮想通貨を基準開発の対象とする。

案2: 資金決済法上の仮想通貨すべてを基準開発の対象とする。

10. 案1については、以下の長所と短所があげられる。

長所: 検討対象となる仮想通貨の範囲が比較的絞られる。

短所: どの仮想通貨が仮想通貨交換業者で取り扱われているのかについて明確に範囲を線引きすることが実務上困難である。

11. 一方、案2については、以下の長所と短所があげられる。

---

<sup>1</sup> 資金決済法に定める仮想通貨交換業とは、以下の行為のいずれかを業として行うことをいうとされている(資金決済法第2条第7項)。

(1) 仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換

(2) (1)の行為の媒介、取次ぎ又は代理

(3) (1)又は(2)の行為に関して、利用者の金銭又は仮想通貨の管理をすること

長所：

- 資金決済法上の定義に合致するものが基準開発の対象となり、検討にあたり対象範囲が明確になる。
- 仮想通貨交換業者で取り扱われているかどうかにかかわらず、資金決済法上のすべての仮想通貨が対象となるため、会計基準等の適用範囲が明確になる。

短所：検討対象となる仮想通貨の範囲が広範になる。

12. 案1と案2の長所と短所を比較衡量した場合、検討対象の範囲を明確化する観点からは、資金決済法上の仮想通貨の定義に該当するものを基準開発の対象とする仮想通貨とすることが考えられ、基準開発の対象とする仮想通貨の範囲を、資金決済法上のすべての仮想通貨とすることが適切と考えられるかどうか。

**(仮想通貨交換業者における仮想通貨の売却損益の認識時点)**

13. 参考人との質疑応答では、仮想通貨交換業者における仮想通貨の売却損益の認識時点について具体的な判断基準を明確化すべきとの意見が聞かれている。
14. 特に、仮想通貨交換業者が自己取引業務において、常時24時間体制で、仮想通貨の売却取引を行っている場合には、期末日においてどの時点までの売却損益を当期の損益に取り込むべきかが問題となる。例えば、以下の時点が考えられる。
- (1) 仮想通貨交換業者と買手との間で仮想通貨の売買契約が成立した時点
  - (2) 仮想通貨が仮想通貨交換業者から買手に送信された時点
  - (3) 承認手続を経た上でブロックチェーン等のネットワーク残高に記録された時点
15. この点、以下の理由から、すべての仮想通貨の売却取引の認識時点に適用可能な一律の判断基準を設けることは困難であると考えられる。
- (1) 仮想通貨には暗号技術の仕組みを含めて様々な形態が考えられ、売買契約が成立した後取引が承認されてブロックチェーン等のネットワーク残高に記録されるプロセス等が異なる。
  - (2) 仮想通貨交換業者が買手の仮想通貨を預かる場合には、売却された仮想通貨は仮想通貨交換業者から買手に送信されず、ブロックチェーン等のネットワーク残高に記録されない可能性がある。

- (3) 現時点においては、資金決済法上の仮想通貨がどのタイミングで買手に移転するのは法令上明らかではないと言われており、法的な移転のタイミングを手掛かりにすべての仮想通貨の売却取引の認識時点に適用可能な会計基準の売却時点を決めることも困難である。

したがって、会計基準上、仮想通貨交換業者における仮想通貨の売却損益の認識時点については、すべての仮想通貨の取引に適用可能な一律の判断基準を設けないことが考えられるかどうか。

**(仮想通貨の表示及び開示)**

16. これまでの企業会計基準委員会及び専門委員会での審議において、仮想通貨の表示及び開示についても基準開発の対象とするか検討する必要があるとの意見が聞かれている。
17. この点、例えば、仮想通貨の貸借対照表上の表示や注記による開示に関しては、仮想通貨の会計処理の検討結果に応じて、検討内容も変わり得るものと考えられる。
18. したがって、仮想通貨の開示及び表示については、仮想通貨の会計処理の検討結果に応じて、検討を行うことが考えられる。

**ディスカッション・ポイント**

- ・ 事務局の分析について、ご意見を伺いたい。

以 上

## (別紙) 仮想通貨の時価総額の推移

【図表 1】2017 年 3 月 7 日時点の仮想通貨の時価総額<sup>2</sup>

仮想通貨の種類	時価（百万米ドル）	時価（億円）	割合（％）
Bitcoin	20,626	23,514	85
Ethereum	1,751	1,996	6
Dash	332	378	1
Ripple	226	258	1
Monero	216	246	1
その他	1,235	1,408	6
時価総額	24,386	27,800	100

【図表 2】2017 年 4 月 11 日時点の仮想通貨の時価総額<sup>3</sup>

仮想通貨の種類	時価（百万米ドル）	時価（億円）	割合（％）
Bitcoin	19,385	21,517	70
Ethereum	3,942	4,376	14
Ripple	1,258	1,396	5
Dash	444	493	2
Litecoin	440	488	2
その他	2,385	2,647	9
時価総額	27,854	30,918	100

【図表 3】2017 年 6 月 6 日時点の仮想通貨の時価総額<sup>4</sup>

仮想通貨の種類	時価（百万米ドル）	時価（億円）	割合（％）
Bitcoin	44,679	49,147	46
Ethereum	22,792	25,071	23
Ripple	10,967	12,064	11
NEM	2,063	2,269	2
Litecoin	1,590	1,749	2
その他	15,029	16,532	15
時価総額	97,120	106,832	100

以上

<sup>2</sup> coinmarketcap.com による (<http://coinmarketcap.com/>)。1 米ドル = 114 円で換算。

<sup>3</sup> coinmarketcap.com による (<http://coinmarketcap.com/>)。1 米ドル = 111 円で換算。

<sup>4</sup> coinmarketcap.com による (<http://coinmarketcap.com/>)。1 米ドル = 110 円で換算。